

飯塚地区消防組合 基本計画

平成24年6月

(平成25年3月一部変更)

目 次

はじめに	2
I 基本計画	2
1 基本計画の期間と位置づけ	2
2 基本計画の方向性	3
(1) 消防体制の見直し	
(2) 財政の健全化	
3 基本計画の目標	3
4 基本計画の構成	4
II 組織再編計画	4
1 現体制の課題と対策	4
(1) 課題	
(2) 対策	
2 組織再編の内容と効果	5
(1) 内容	
(2) 効果	
3 現在の署所数と再編後の署所数	6
4 組織再編のすすめ方	6
III 財政健全化計画	6
1 構成市町の財政状況	6
2 消防組合の財政状況	7
3 財政健全化の必要性	7
4 財政健全化の基本姿勢	7
(1) 現在の組合負担金割合の維持	
(2) 国勢調査による人口減少への対応	
(3) 車両、装備及び特殊資機材の安定した整備	
5 推進項目	8
(1) 経常経費の節減合理化	
(2) 投資的経費の見直し	
(3) 基金の運用について	
6 計画の推進	8
IV 今後の対応	8

はじめに

飯塚地区消防組合（以下「消防組合」という。）は、旧飯塚市、旧山田市、旧嘉穂郡8町の自治体が、消防に関する事務を協同処理するために、昭和45年に発足した一部事務組合です。平成18年には、合併により、構成市町が、現在の飯塚市、嘉麻市、桂川町（以下「構成市町」という。）の2市1町になりました。消防組合の管轄面積は発足時から変わらず、延べ面積369.38平方キロメートルで、福岡県内にある25消防本部の中で5番目の広さを有しています。（平成22年4月現在）

消防組合の体制は、1本部3署8派出所、車両保有台数56台（緊急車両36台）、消防吏員235名（条例定数）で構成され、管内人口187,975人（平成22年国勢調査）の生命、身体及び財産を水火災等の災害から守ることを任務としています。

今年で発足から43年目を迎えています。構成市町の合併が行われるなど、消防組合をとりまく状況は大きく様変わりしています。

また、平成15年7月に飯塚地区で発生した集中豪雨による水害や、平成23年3月に発生した東日本大震災や福島県の原子力発電所事故など、災害が複雑、多様化しているなかで、地域の安全安心を守る消防行政に対する住民のニーズは増加しているところであります。

構成市町においては、国全体が少子高齢化による人口減少や社会保障の問題、経済の停滞による税収減や雇用問題など諸問題を抱えているなかで、国が行っている抜本的な制度、予算の見直しをうけて、地方交付税に歳入の大半を依存している地方行政としましては、今後も財政状況は厳しくなることが予想されます。

このような状況のなか、地域住民の生命、財産を守ることを使命としている消防行政としましては、地域の多種多様なニーズに応え、住民に安心して暮らしてもらうために、限られた予算を効率よく運用し、最大限の消防行政サービスを提供できる体制を構築する必要があると考えます。そのために、自治体消防としてのあり方を再度見直し、消防組合全体で、更なる向上を目指して取り組んでいくことが必要であります。

以上のことから、住民が安心して暮らせる地域社会を築くために、消防組合として、長期的ビジョンをもち安定した消防行政を行っていく必要があります。

よって、ここに「飯塚地区消防組合基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定するものであります。

I 基本計画

1 基本計画の期間と位置づけ

基本計画は、消防組合の総合的かつ計画的な消防行政の運営を図るために定めるものです。

計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とし、その期間において、社会情勢等の変化に応じて随時見直していきます。

なお、この計画には住民、関係機関等に協力を求める事項は含めず、消防組合の自助努力によって達成可能な事項のみで構成しています。

2 基本計画の方向性

(1) 消防体制の見直し

現在の消防体制は、消防組合発足時の2市8町の構成市町を基に構築したものであり、平成18年に構成市町が現在の2市1町になってからも、消防体制の見直しが一度も行われておりません。現在は、発足時と比較して市街地の数も増え、道路状況が改善し、車両、装備及び資機材等の能力が格段に向上していますので、今後、地域住民の生命、身体及び財産を守るという使命を確実に遂行し、消防行政を効率よく運営していくために、現在の組合管内の地域情勢に適応した消防体制の構築が必要であると考えられます。

(2) 財政の健全化

消防組合は一部事務組合であり、その収入は、ほとんどすべてを構成市町からの負担金（以下「組合負担金」という。）に依存しています。

構成市町は、平成17年に国が示した「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」に基づき行財政改革に取り組んでいるところであります。

また、飯塚市、嘉麻市においては、市町村合併の優遇措置である地方交付税の特例算定（以下「特例算定」という。）の率が平成28年度から段階的に引き下げられることにより、大幅な財源不足が見込まれており、地方交付税基準財政需要額の常備消防費分を組合負担金の算定基礎としている消防組合としましても大幅な歳入減が見込まれます。

よって、消防組合において、今後も安定した消防行政サービスを提供していくために、最大限の歳出削減努力を行い、効率的な財政運営を行っていく必要があると考えます。

3 基本計画の目標

- ・現在の地域情勢に適応した消防体制の構築
- ・限られた予算で効率のよい財政運営態勢の確立

4 基本計画の構成

基本計画は、上記3を目標として、消防組合の総合的、計画的な運営を行うために「組織再編計画」と「財政健全化計画」から構成します。

II 組織再編計画

1 現体制の課題と対策

(1) 課題

ア 昭和45年の組合発足時から消防体制が一度も見直されていないこと。

イ 管内人口を基準に考えると現体制の11署所は多いこと。

当消防組合の管内人口187,975人(188千人)から、平成23年度地方交付税基準財政需要額常備消防費算定基礎(6署所((1署+2所)×188/100=5.64)※算定根拠:1本部1署2所/100千人)と消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第4条第1項(6署所/市街地19万人)を基準にすると、本部を除いたその他の署所数は6署所必要となる。

※本部については、消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条で設置が規定されているため、消防の機関として必ず1本部必要となる。

ウ 管内面積を基準に考えると現体制の3署体制は多いこと。

当消防組合の管内面積(369.38km²)から、県内消防本部の類似団体と比較すると、田川地区(363km²)1署4所、甘木・朝倉(366km²)1署4所、京築広域圏(450km²)1署4所(各消防本部の面積、署所数は「平成23年版消防現勢」参考)の体制であり、各消防本部とも1署体制をとっている。

エ 郊外に大型ショッピングセンターや新興住宅地が増えたことで、組合発足時と比べて住民の生活圏が大きく変わり、現在の消防体制では、消防力が効果的に配置されていないこと。

オ 市街地の変化により、新しい道路や幹線道路が数多く整備されたことで、消防車の災害現場到着時間が大きく変わったこと。

カ 2署にまたがる火災現場などで、指揮命令系統の違う2署の隊が混ざり合い非効率な消防活動になっていること。

キ 3署長それぞれの管理権限で事務処理を行うので、住民に対して窓口業務の効率が悪いこと。

(2) 対策

ア 1本部6署所体制

11署所に分散されている消防力を6署所に集約することで消防力の強

化を図る。

イ 1 署体制

1 署体制にすることで、指揮命令系統の1本化と窓口業務などの事務処理の効率化を図る。

ウ 適正な署所の配置

現在の署所の位置を見直し、構成市町全体をひとつの単位として適正な署所の配置をする。

エ 職員研修

組織再編により消防力が低下することがないように、職員研修を充実させ職員個人の能力の向上を図る。

2 組織再編の内容と効果

(1) 内容

署所の配置は、1署3分署2出張所とする。3分署については、地域の広報活動や防火指導を行ううえで、消防行政サービスの拠点として一定の事務処理が必要なため、署長の下に事務処理権限をもつ分署長をおくものとする。

(2) 効果

ア 指揮命令系統が一本化され、消防力が集約されることで、統率のとれた大部隊運用が可能になり、各署所から複数の消防車両が同時に出動できるため、大規模災害にも臨機応変な対応ができる。

イ 管内に均等な消防力を配置することで、救急隊は、現在の部隊数を維持したまま住民に対して均等に救急サービスを提供できるようになり、各署所に消防隊と救急隊を配置することで、すべての救急事案に対して消防隊と救急隊が同時に出動できる体制（PA 連携）を確保できるようになり、地域住民への消防行政サービスが向上する。

ウ 特殊部隊である梯子隊や化学防ぎょ隊を専任隊にすることで、高層ビル火災や工場火災などの特殊災害に対して、消防力を強化することができる。

エ 3署体制であることで、届出や証明書発行の受付はその地域を管轄する消防署でしか事務対応ができなかったが、1署体制にすることで管内であればどの署所でも対応ができるようになる。

オ 今まで3署別々に管理していた情報を1署で集中管理することにより、高齢者の一人暮らしや災害弱者を含めた地域住民に対して、効果的な防火査察、指導が可能になり、地域防災意識の向上をバックアップすることができる。

3 現在の署所数と再編後の署所数

区分	現在	組織再編後 (現在比)
本部	1	1 (0)
署	3	1 (△2)
分署	0	3 (3)
派出所 出張所	8	2 (△6)
合計	12	7 (△5)

4 組織再編のすすめ方

- 平成24年度 検討委員会を設置し、新体制の検討及び基本計画の策定
議会報告
組織再編実施委員会（外部委員を含む。）を設置
年度末までに組織再編実施計画を作成
組織再編実施計画を公表
- 平成25年度 各部門別に組織再編実行部会を設置（住民説明用ガイダンス
作成）
住民説明
- 平成26年度 住民説明
新庁舎建設用地の買収
部会ごとに組織再編の検討及び結果作成
組織再編実施委員会による最終確認
- 平成27年度 庁舎建設準備
- 平成28年度 庁舎建設準備
- 平成29年度 庁舎建設
- 平成30年度 庁舎建設
- 平成31年度 庁舎建設
- 平成32年度 庁舎建設
- 平成33年度 新体制移行

III 財政健全化計画

1 構成市町の財政状況

構成市町の財政状況は、各市町とも行財政改革に取り組んでいるところであり
ますが、平成22年度市町村別財政指標（市町村財政のすがた2012 参考）
によりますと、各市町の財政力を示す財政力指数は、飯塚市0.51、嘉麻市

0.26、桂川町0.38、各市町の歳入に占める地方交付税や地方債などの依存財源率は、飯塚市69.6%、嘉麻市81.8%、桂川町69.6%で、福岡県平均は、財政力指数0.53、依存財源率61.7%となっています。

この状況は、各市町とも財政力に余裕がなく、地方交付税などの依存財源に頼っていることがわかります。

※「財政力指数」は、「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。

「依存財源率」は、率が高いほど地方税などの自主財源率が低いことになる。

2 消防組合の財政状況

消防組合の財政状況は、現状としては、構成市町からの組合負担金で安定した運営ができています。

しかし、先述した地方交付税の特例算定部分がなくなると、飯塚市、嘉麻市の組合負担金の算定基礎である基準財政需要額常備消防費相当分が減り、平成33年度の組合負担金が平成23年度比で約686,000千円減少することが予想されます。

3 財政健全化の必要性

消防組合の平成23年度一般会計歳入総額は2,560,264千円で、そのうち組合負担金は2,536,169千円で、歳入総額に占める割合は99.1%です。

財源のほとんどを構成市町からの組合負担金に依存している消防組合としては、今後消防組合の歳入が大きく減少することをうけて、限られた予算の中で安定した消防行政サービスを提供していくために、最大限の歳出削減努力を行い、効率のよい財政運営を行う必要があると考えます。

4 財政健全化の基本姿勢

(1) 現在の組合負担金割合の維持

組合負担金は、構成市町の地方交付税の基準財政需要額の常備消防費相当分の100%が負担されています。

現在、消防組合としましては、この負担割合により計画的かつ安定した消防行政の運営ができています。消防行政として、今後も安定した財源を確保し、計画的な運営を行っていくために、この負担割合を維持していくことが望ましいと考えます。

(2) 国勢調査による人口減少への対応

負担金の基礎となる地方交付税は、5年に一度実施される国勢調査人口により算出されており、平成27年及び平成32年に実施される国勢調査では、

構成市町の人口が大きく減少することが想定されます。

そのため、国勢調査が実施された後年は、構成市町からの負担金が大きく減少することが予想されます。消防組合としましては、地域への消防行政責任を果たすために、今後予想される歳入減に備えて、自助努力により歳出削減を実施することが必要です。

(3) 車両、装備及び特殊資機材の安定した整備

地域住民の生命、身体及び財産を守るという使命をうけて、消防力の大きな役割を担う車両、装備及び特殊資機材の計画的整備は消防行政としての重要な任務であると考えます。この計画的整備を適切に遂行していくことが消防行政上、必要であると考えます。

5 推進項目

(1) 経常経費の節減合理化

ア 人件費の見直し

イ 旅費の削減見直し

ウ 需用費の削減見直し

エ 委託料の削減

オ 備品購入費の削減

(2) 投資的経費の見直し

(3) 基金の運用について

現在、条例に基づき設置している各基金を効率よく弾力的に運用していくために、基金の統合、整理等を含めた検討を行う。

6 計画の推進

上記推進項目を具体的かつ着実に推進するため、実施計画を策定します。

IV 今後の対応

今回の計画で消防体制の見直しと財政の健全化を図り、消防体制の充実強化を実施していきますが、「はじめに」でも述べたように、近年は、災害が複雑、多様化しており、通常の火災や救急のほかに大規模地震や放射性物質などの特殊施設の火災、さらには列車事故やバス事故など一度に多くの方がまきこまれる事故が起きていることもあり、地域住民の生命、身体及び財産を守る消防行政は、今後も益々その役割が大きくなると思われまます。

しかし、現在の国の経済状況から考察して、今後10年間で地方行政をとりまく環境が大きく改善するとは考えにくく、地方行政の経済状況は依然として厳しさが続くと予想されます。

このような状況のなか、これからも地域住民のニーズに応え、地域に信頼される消防行政を運営していくためには、組織を定期的に見直し、再検討を行うことで、消防力を強化し、消防サービスを更に充実していくことが必要と考えます。

また、平成34年度には、建築から40年が経ち老朽化が激しい飯塚地区消防本部庁舎の建替えを計画しており、その財源の確保も今後の課題となっています。

これらの問題に対応するために、職員で構成する計画検討委員会を設けて、随時、計画を再評価し、社会情勢に適応した計画を策定することで、計画の目標である地域情勢に適応した消防体制の構築と効率のよい財政運営体制の確立を着実に推進していきます。